

検査検体搬送業務仕様書

(業務内容)

- 1 請負者が行う業務は次のとおりとする。
 - (1) 別表「年間搬送計画表」(以下「年間計画」という。)に基づき、各広域振興局(各保健所)、各保健福祉環境センター(各保健所)又は各市(以下「振興局等」という。)から集荷した搬送物を岩手県環境保健研究センター(以下「センター」という。)の指定された場所へ搬送する業務。
 - (2) センターから振興局等に空容器等の搬送物を逆搬送する業務。
 - (3) 年間計画以外に振興局等又はセンターから搬送の依頼があった場合に、これを集荷し、搬送又は逆搬送する業務。
 - (4) 年間計画に基づき、都南浄化センターから集荷した搬送物をセンターの指定された場所へ搬送する業務及びセンターから都南浄化センターに空容器等の搬送物を逆搬送する業務。

(搬送経路)

- 2 搬送は、センターと別表に示す起点間との往復を原則とし、同表の搬送経路を利用し、次のいずれかにより行う。
 - (1) 盛岡市近郊から出発する場合(都南浄化センターを除く)

出発時にセンターに立ち寄って空容器等を積載し、起点で搬送物を授受して帰路にセンターに引き渡す。
 - (2) 起点付近から出発する場合(都南浄化センターを除く)

起点で受け取った搬送物をセンターに引き渡した際に空容器等を積載し、帰路に起点に立ち寄って振興局等に引き渡す。

または、センターに搬送物を引き渡した際に空容器等を積載して一時保管を行い、次回の起点で集荷する際に振興局等に引き渡す。
 - (3) 都南浄化センターで集荷する場合
出発時にセンターに立ち寄って空容器等を積載し、都南浄化センターで搬送物を授受して帰路にセンターに引き渡す。

(搬送物)

- 3 搬送物は次のとおりとする。
 - (1) 水質等の検査検体(飲用水、河川水、海水、事業場排水、地下水、食品、キャニスター等)
 - (2) 感染症等の検査検体(糞便などの排泄物、血液、食品、保存検食、井戸水、下水等)
 - (3) (1)又は(2)の業務に係る物品(クーラーボックス、容器、試薬等)

(定期搬送及び事前確認等)

- 4 搬送日については、次のとおりとする。
 - (1) 搬送日は検体の種別ごとに別途示す年間計画のとおりとする。
 - (2) 請負者は年間計画に基づき、搬送日の前日までに当該振興局等の担当者に対して、搬送の

事前確認（集荷時刻・場所の確認、日程変更の有無等）を行う。

なお、1の(4)の業務の場合はセンター保健科学部の担当者に対して確認を行うものとする。

(3) 搬送の発着時刻は、別表に示す時刻又は事前確認した時刻に従う。

(4) 振興局等がやむを得ず搬送当日に日程を変更する場合には、請負者に対して午前9時までに連絡するものとする。

（緊急時「感染症等」に係る検査検体の搬送依頼）

5 振興局等及びセンターは、緊急時、年間計画以外に又は日程変更して検体を搬送する必要がある場合は、請負者に搬送依頼を行うものとする。

この依頼に対し、請負者は可能な限り応じ、搬送物の集荷及び搬送（土、日、祝祭日を含む。）を行うものとする。

この場合は、振興局等又はセンターは、あらかじめ請負者に依頼搬送日及び時刻等を連絡するものとする。

（搬送方法）

6 搬送にあたっては次の点に留意する。

(1) 搬送物の授受は、振興局等においては振興局等職員の立会いのもとに、都南浄化センターにおいては北上川上流流域下水道事務所職員の立会いのもとに、センターにおいてはセンター職員の立会いのもとに行うものとする。

(2) 請負者は、搬送物を破損や汚損等を生じさせないように十分に注意して適切に取扱うとともに搬送物の開封や、途中での積み替えは行わないこと。

(3) 搬送物は、迅速な運搬を行うため、振興局等又はセンターが認める場合を除き、他の搬送物とは別に搬送するものとする。

（事故時の通報）

7 請負者は天災や事故などやむを得ない原因により、定められた到着時刻に遅れると判断した場合は、遅滞なくセンター又は当該振興局等にその旨を連絡し指示を受けるものとする。

（年間搬送件数）

8 年間搬送件数は別途示す年間計画に示した件数とするが、予定件数である。

緊急時の搬送依頼状況等により搬送件数は増減することがある。

（再委託の制限）

9 搬送業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面により承諾を受けなければならない。

（業務報告書等）

10 請負者は、別途発注者の指定する様式の業務実績報告書及び配達伝票並びに高速道路を使用したことを証する書（高速道路使用指定経路に限る。）を提出して業務の完了確認を受けるものとする。